

○大府市議会議員政治倫理条例

平成24年6月28日 大府市条例第16号

最終改正 令和7年5月15日 大府市条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、大府市議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、民主的で公正かつ清廉であることを基本とする政治倫理の向上を目指し、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚の下、より高い倫理観を持って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、その品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くような行為をしないこと。

(2) 市民の代表者として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。

(3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。

(4) 市及び市が構成団体となっている特別地方公共団体（以下「市等」という。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。

(5) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような働き掛けをしないこと。

(6) 法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図ること。

(審査の請求)

第4条 議員が政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠ったと疑われるときは、次の各号のいずれかの連署をもって、審査し、又は調査すべき事案及びその理由を示して、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 市民による審査請求 議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上

(2) 議員による審査請求 大府市議会の議員の定数を定める条例（平成14年大府市条例第27号）に規定する議員の定数の12分の1以上

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求を受けた場合において、前条各号に規定する連署の数に達したと認めるときは、審査請求の適否及び政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実の存否について審査するため、大府市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 委員は、議員（審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）を除く。）のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員の任期は、第10条の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。

6 委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4 審査会は、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

(その他審査会に関する事項)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、大府市議会委員会条例（平

成3年大府市条例第32号)及び大府市議会会議規則(昭和47年大府市議会規則第1号)に規定する委員会の例による。

(審査請求の却下)

第9条 審査会は、審査請求が適当でないと認めるときは、これを却下する。

2 審査会は、前項の規定により却下したときは、速やかに、その旨を議長に報告する。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、審査請求に係る事案の審査を終了したとき(前条第1項の規定により審査請求が却下されたときを除く。)は、速やかに、その結果を議長に報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるときは、当該報告に次のいずれの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守させるための警告書の発行
- (2) 議会内での役職辞任の勧告
- (3) 議員辞職の勧告
- (4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第11条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査請求の代表者及び対象議員に対し、速やかに、審査の結果を通知する。

(対象議員に対する措置)

第12条 議会は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、第10条第3号に規定する措置が講じられたときは、同時に同条第2号に規定する措置を講じるものとする。

3 前2項に規定する措置が講じられた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

(公表)

第13条 議長は、第9条第2項及び第10条の規定による報告があったとき並びに前条の規定による措置が講じられたときは、次に掲げる事項について、速やかに、別に定める方法により公表する。

- (1) 審査請求の代表者の氏名及び有効署名の総数
- (2) 対象議員の氏名
- (3) 審査請求の理由
- (4) 審査結果の内容
- (5) 措置の内容(前条に規定する措置が講じられたときに限る。)

(守秘義務)

第14条 議員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、また、同様とする。

(留意事項)

第15条 この条例の運用に際しては、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、施行日以後に行われた事案について適用する。

附 則（令和7年大府市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。